

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば
直接搬入ごみの処理の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、家庭又は事業所から排出される一般廃棄物（以下「ごみ」という。）を鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば（以下「施設」という。）に直接搬入し処理する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(直接搬入できる者)

第2条 施設にごみを直接搬入できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町及び八頭町（以下「組織市町」という。）に在住する者
- (2) 組織市町に所在する事業所に勤務する者
- (3) その他管理者が認める者

(直接搬入できるごみ)

第3条 施設に直接搬入できるごみは、組織市町の家庭及び事業所から排出された可燃ごみとする。

(直接搬入できるごみの具体例)

第4条 前条に規定するごみの具体例は、次に掲げるものとする。

- (1) 生ごみ
- (2) 衣類
- (3) ふとん、毛布など
- (4) 本革、合成皮革製品（かばん、靴、ベルト、ボールなど）
- (5) 紙製品
- (6) 天然ゴム製品
- (7) 布製品（天然繊維・合成繊維）
- (8) 草、剪定枝
- (9) 木製家具などの木製品（幅120cm×高250cm×奥行90cmまでのもの）
- (10) 丸太、角材（太さ25cm（直径又は一辺）かつ長さ200cmまでのもの）
- (11) 木板（幅200cm×奥行120cm×厚さ5cmまでのもの）
- (12) 畳（1日20枚まで）
- (13) その他管理者が認めるもの

(直接搬入する者の遵守事項等)

第5条 施設にごみを直接搬入する者（以下「搬入者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 金具等は取り外して施設に搬入すること。
- (2) 前条第9号から第11号までに規定する大きさを超過しないこと。
- (3) あらかじめ家庭又は事業所で分別してから搬入すること。

- (4) 組織市町指定ごみ袋（有料）に入れる必要はないこと。
 - (5) ごみの積み降ろしは、搬入者が行い、必ず貴重品等を車両内に置くこと。
 - (6) 貴重品等が混入しないようにすること。
 - (7) 施設敷地内で喫煙をしないこと。
 - (8) 施設内では係員の案内に従うこと。
- 2 搬入者が前項の規定を守らなかった場合、直接搬入を禁止する場合がある。
 - 3 誤って直接搬入された貴重品等は、再び搬入者へ戻すことはできない。

（直接搬入手続き）

第6条 搬入者は、ごみを直接搬入する前に、リンピアいなばごみ搬入受付票（別記様式）を記入し提出するものとする。ただし、管理者が必要ないと認めるときは、提出を省略することができる。

（直接搬入ごみの重量）

第7条 直接搬入ごみの重量は、施設で計量する当該直接搬入ごみが積載された車両重量と当該直接搬入ごみが直接搬入された後の車両重量差とする。

（処理手数料の支払い）

第8条 搬入者は、前条に規定する直接搬入ごみの重量に応じて、鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（平成12年鳥取県東部広域行政管理組合条例第3号）第3条に規定する可燃物処理手数料を納付しなければならない。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年3月11日から施行する。

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設
リンピアいなばごみ搬入受付票

塗りつぶし部分を記入してください。

ごみの搬入日	令和 年 月 日						
ごみの出た場所 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 鳥取市 <input type="checkbox"/> 岩美町 <input type="checkbox"/> 智頭町 <input type="checkbox"/> 若桜町 <input type="checkbox"/> 八頭町 ※鳥取県東部地域以外から発生したごみは搬入できません。						
ごみの内容確認 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 搬入するごみは可燃ごみです。 ※プラスチック、ペットボトル、びん、缶、金属類などは搬入できません。 ※可燃ごみ以外が混入している場合、搬入をお断りします。						
ごみの種類 (□に✓を記入) 自宅のごみの場合は、ごみを搬入された方の氏名等 事業所又は許可業者の場合は事業所名等を記入してください。	<input type="checkbox"/> 自宅の可燃ごみ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 100px;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table>	氏 名		住 所		電話番号	
	氏 名						
住 所							
電話番号							
	<input type="checkbox"/> 自分が所属する事業所から出た可燃ごみ（産業廃棄物を除く） <input type="checkbox"/> 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集した可燃ごみ（産業廃棄物を除く） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 100px;">事業所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所の住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所の電話番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>※産業廃棄物は、搬入できません。 ※許可なく業として一般廃棄物を収集運搬することは違法行為です（廃掃法第7条）。</p>	事業所名		事業所の住 所		事業所の電話番号	
事業所名							
事業所の住 所							
事業所の電話番号							
ごみの搬入に際しては、免責事項に同意してください。 (□に✓を記入)	<input type="checkbox"/> ごみの搬入に際し、私は、以下の免責事項について承知しました。 ① 鳥取県東部広域行政管理組合は、施設内で発生した事故について、本組合に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。 ② 鳥取県東部広域行政管理組合は、搬入者が誤って廃棄した貴重品等を再び搬入者に戻しません。また、当該貴重品等の損害賠償責任も負いません。						

搬入にあたっての注意事項

- ① 金具等は取り外して施設に持ち込んでください。分別が不十分な場合は、搬入をお断りします。
- ② 木製家具、丸太、角材などの搬入可能サイズを超過するものは、搬入をお断りします。
- ③ あらかじめご家庭で分別してから搬入してください。（プラットホームでの分別はできません）
- ④ ごみを降ろすときは、財布やスマートフォンなどの貴重品を車両内に置いてください。
- ⑤ 施設内では係員の案内に従ってください。

※記入いただいた個人情報は厳重に管理し、ごみ処理関係以外には使用いたしません。
 ※本ごみ搬入受付票は、施設の窓口でお渡ししますが、ウェブサイトからもダウンロードできます。

鳥取県東部広域行政管理組合

施設担当者記入欄
